



第4号様式

流教施第176号
令和6年2月27日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
教育総務部学校施設課	指摘	<p>学校用地賃貸借契約において、賃借料については、担当課作成資料を根拠として支出を行っているが、契約書の所在が不明となっているものがあった。また、契約内容と現状とにそごのみられるものもあった。契約期間が長期にわたることから、適宜契約内容の確認を行い、必要に応じて変更契約を締結するとともに、契約書はもちろんのこと、関係書類についても継続文書とし、適正に管理されたい。</p>	<p>指摘以降、相続発生を受け、2件の契約更新を終えました。また、令和5年度に、賃貸借契約額の根拠資料となる、不動産鑑定を実施し、今後の契約更新に際しての体制を整えました。</p> <p>現在、当該不動産鑑定の結果に基づいて、相続に伴う2件の契約更新を進めているところです。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。